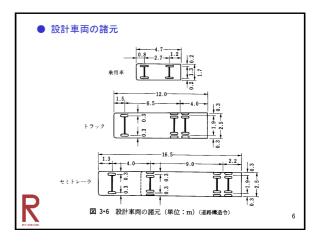
道路システム (9T・X6) (2024年度春学期) 第8回:道路の構造基準体系、設計車両と視距 3.3. 道路の構造基準体系 ● 道路の種別と級別 その他の一般道路 自動車専用道路 第1種 第3種 地方部 (東名・名神など) (地方部の一般道路) 第2種 第4種 都市部 (首都高速・阪神高速など) (都市部の一般道路) 1



● 道路区分と設計速度 表 3·1 道路の区分に対応する設計速度(km/h) X 分 般 特 例 第1級 第2級第3級 80 第4級 60 50(高速自動車国道は60) 第1級 第2級 80 第2種 第1級 80 第2級 60 50または40 第3級 第4級 60, 50または40 50, 40または30 第3種 20 第5級 40. 30または20 第1級 60 50または40 60,50または40 50,40または30 20 第4級 40,30または20 注) 特例は、地形の状況、その他特別の理由によりやむをえない場合。 3

● 沿道からの出入制限 完全出入制限:全線にわたって完全に立体交差 (IC・ランプのみ) 部分出入制限:若干の平面交差・私道の取付を認める ● 設計区間 同一の設計基準を適用する区間 表 3・10 設計区間長のおおむねの指針 やむを得ない場合に 標準的な最小区間長 設計速度のみを下げ 道路の区分 る最小区間長 第1種,第3種第1級,第3種第2級 30~20 km 5 km 第2種,第3種第3級,第3種第4級 15~10 km 2 km 主要な交差点の間隔 (道路標语令)





## ● 設計車両と道路区分

設計車面

乗用車・トラック・セミトレーラの3種



第1種・第2種・第3種第1級・第4種第1級: 乗用車・セミトレーラが通行できるようにする

その他の道路:

乗用車・トラックが通行できるようにする



● 視距の意義

視距:運転者が道路上を見通すことのできる距離

制動停止視距

進行方向前方に障害物を認め、衝突しないように 制動をかけて停止するまでに必要な距離

運転者の目の高さから、道路上0.1mの位置にある 物体の頂点を見通すことができる距離

対向2車線道路において追い越しをおこなうため に必要な視距



7

運転者の目の高さから、道路上1.2mの位置にある 物体の頂点を見通すことができる距離

8

## ● 制動停止視距

進行方向前方に障害物を認め、衝突しないように 制動をかけて停止するまでに必要な距離

➡ 空走距離と制動距離の和

$$D = \frac{V}{3.6}t + \frac{V^2}{2gf(3.6)^2}$$

空走距離 制動距離

V : 走行速度 [km/h]

f :摩擦係数 (**=**0. 29**∼**0. 44)

t : 反応時間 [sec] (=2.5秒)

● 制動停止視距

表 3・11 湿潤状態の路面の制動停止距離

| 設計速度<br>(km/h) | 走行速度<br>(km/h) | f    | 0.694 V | $0.00394 \frac{V^2}{f}$ | D<br>(m) | 基準値<br>(m) |
|----------------|----------------|------|---------|-------------------------|----------|------------|
| 120            | 102            | 0.29 | 70.7    | 141.3                   | 212.0    | 210        |
| 100            | 85             | 0.30 | 58.9    | 94.8                    | 153.7    | 160        |
| 80             | 68             | 0.31 | 47.1    | 58.7                    | 105.8    | 110        |
| 60             | 54             | 0.33 | 37.4    | 34.8                    | 72.2     | 75         |
| 50             | 45             | 0.35 | 31.2    | 22.8                    | 54.0     | 55         |
| 40             | 36             | 0.38 | 24.9    | 13.4                    | 38.3     | 40         |
| 30             | 30             | 0.44 | 20.8    | 8.1                     | 29.9     | 30         |
| 20             | 20             | 0.44 | 13.8    | 3.5                     | 17.8     | 20         |
|                |                |      | 1       | 1                       | (道路構造令)  |            |
|                |                |      | 空走距離    | 制動距離                    | 制動停止距離   |            |

11

制動停止距離

(制動停止視距)

10

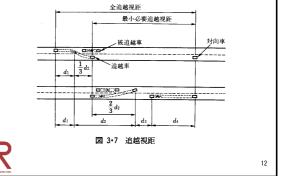
## ● 追越視距

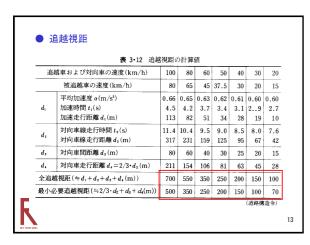
対向2車線道路において追い越しをおこなうため に必要な視距

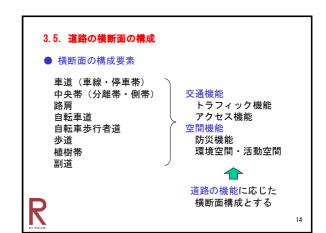
- ① 運転者の判断から追い越し開始までの間に、 追越車が走行する距離
- ② 追い越し開始から完了までの間に、追越車が 対向車線上を走行する距離
- ③ 追い越し完了時の追越車と対向車の車間距離
- ④ 追い越し開始から完了までの間に、対向車が 走行する距離

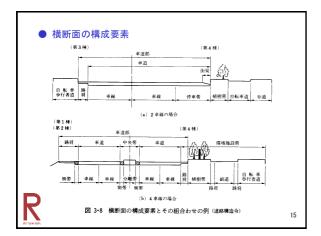
追越車と対向車の速度(設計速度)と、 被追越車の速度(設計速度の70~80%程度) を設定すれば計算可能

● 追越視距









● 車道
自動車の交通に用いられる道路の部分
車線と停車帯から構成
車線: 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させる
ための帯状の部分
車線幅員: 設計速度に応じた幅員が必要
車線数: 計画交通量(交通需要)と設計基準交通量
(交通容量に相当)を比較して定める
※ 付加追越車線: 2車線道路(片側1車線道路)に
必要に応じて設置する

【停車帯: 都市部の道路(第4種)において、停止車両
による交通の妨げを防ぐ



